

4公民館(実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野)の指定管理者制度更新について(案)

1. 指定管理者制度の更新方針について

- (1) 指定管理者制度を更新した管理運営とする。
 - (2) 指定管理者は、公募により選定する。
 - (3) 指定管理者の公募にあたり、4館一括の公募を行う。
 - (4) 指定管理期間は5年間とする。
- (第3次公共建築物再生計画で総合教育センターの開設が令和12年度に位置づけられた場合は、4年間とする。)

2. 指定管理の状況

(1) 新習志野公民館

	指定期間		指定管理者
第1期	平成27(2015)年度～平成29(2018)年度	3年間	株式会社オーエンス
第2期	平成30(2018)年度～令和4(2022)年度	5年間	株式会社オーエンス
第3期	令和5(2022)年度～令和7(2025)年度	3年間	株式会社オーエンス

(2) 実花・袖ヶ浦・谷津公民館

	指定期間		指定管理者
第1期	令和3(2021)年度～令和7(2025)年度	5年間	株式会社オーエンス

3. 管理期間における実績

(1) 令和5年度のモニタリング結果について

施設名	評価	特記事項
新習志野公民館	A	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスが5類感染症へ移行し、施設の年間利用者数が徐々に回復傾向にある中、公民館の各事業も積極的に実施された。 ・利用者より接客対応及び施設の清潔感について良好な評価を得ており、利用者が快適に利用できるよう取り組んでいる。 ・公民館の講座情報、施設状況等情報発信に取り組んでいる。全体として概ね良好である。
実花・袖ヶ浦・谷津公民館	A	

※指定期間中、いずれの年度においてもモニタリング評価は「A」である。

(2) 開館日・公民館事業の拡大

① 祝日開館の実施(開館日数の増加)

施設名	直営時 ※	導入後(令和5年度)
新習志野公民館	300日	309日
実花、袖ヶ浦、谷津公民館	298日	309日

※新習志野:平成26年度実績 実花、袖ヶ浦、谷津:平成30年度実績

②講座学級数(令和5年度実績)が、直営時と比較して増加

施設名	直営時 ※	令和5年度実績	割合
新習志野公民館	38	59	155.3%
実花公民館	34	63	225.0%
袖ヶ浦公民館	30	45	145.2%
谷津公民館	33	40	114.3%

※新習志野:平成26年度実績 実花、袖ヶ浦、谷津:平成30年度実績

(3)経費の節減

新習志野公民館	直営での運営と比較して年間約700万円の経費削減効果あり	第1次経営改革大綱 令和元年度実績額
実花・袖ヶ浦・谷津公民館	直営での運営と比較して年間約976万円の経費削減効果あり	第2次経営改革大綱 令和4年度実績額

4.4公民館の指定管理者制度更新について

(1)指定管理制度の更新について

実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野の各公民館における指定管理者制度の導入については、毎年のモニタリングの結果が良好であり、サービスの拡大及び経費の削減が図られており、今後も継続していくことが望ましいと考えています。

(2)公募について

公募とすることで複数の事業者による応募が期待され、より質の高い運営・維持管理や来館者へのサービス提供が期待できることから公募とします。

(3)指定管理者の募集方法について

以下の理由により、4館一括の募集とします。

【一括募集のメリット】

①指定管理者を4館一括で募集することにより、初期費用等、指定管理者が負担する経費にスケールメリットが生まれる。事業者にとっては公募に参加しやすくなり、市としてもより多くの事業者の参加が期待できる。

⇒ 新習志野公民館3期目の更新にあたりメリットとして評価したことから、3公民館と指定管理期間の終期を合わせた経過があります。

②公民館同士の連携や人材交流・育成を円滑に行うことで、より質の高い、専門性のある事業を展開することができる。

③近年の地球温暖化による夏の高温、甚大な自然災害の頻発などの緊急事態への迅速な対応の実施が可能である。

⇒ 現在、緊急連絡の際には、「中央公民館 ⇄ 指定管理者(オーエンス) ⇄ 各公民館」で整理されている。

④指定管理者更新に係る事務手続き及び指定管理期間中の管理業務に係る事務の軽減を図ることができる。

(4)指定管理期間について

指定期間については、従前どおり5年という期間が妥当であると考えます。

⇒ 次期指定管理期間：令和8年度～12年度(令和8年4月1日から令和13年3月31日)